

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

内子町

(余 白)

目次

I 公共施設管理に関する基本方針策定・改訂の背景と目的	1
1. 背景と目的	1
2. 計画期間	3
3. 対象範囲	3
II 本町の現状	4
1. 人口推移	4
2. 財政状況	6
3. 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	10
III 公共施設の現状と課題	11
1. 公共建築物の現状と課題	11
2. インフラ資産の現状と課題	18
3. 公共施設全体（公共建築物及びインフラ資産）の現状と課題	22
IV 公共施設管理の基本方針	25
1. 対象施設	25
2. 基本方針	25
3. 具体的な取組	26
※参考～維持管理・更新等に係る経費の見込みの推計の考え方	30
1. 公共建築物	31
2. 道路・農道・林道	32
3. 橋りょう	32
4. 上水道	33
5. 下水道	33

(余 白)

I 公共施設管理に関する基本方針策定・改訂の背景と目的

1. 背景と目的

2011（平成23）年3月の「東日本大震災」の発生は、日本のみならず全世界の建物の耐震性、防災対策の見直し等早急な対応を迫るものでした。また、翌年の2012（平成24）年12月の「中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故」の発生は、公共施設の老朽化に警鐘を鳴らすものでした。この「笹子の警鐘」を確かな教訓とし、一刻も早く本格的なメンテナンス体制を構築しなければなりません。

しかしながら、地方公共団体の多くは、厳しい財政状況が続いており、高度経済成長期に整備された多くの施設を含め、公共施設等の老朽化対策を大きな課題とはしながらも、その対応が遅れている現状にあります。

そのような状況下、国は、2013（平成25）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、インフラの整備に係る行動計画を策定するとともに、2014（平成26）年4月22日には総務大臣通知により、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が大きく変化していくことを踏まえ、全庁的な公共施設の管理について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化など計画的な管理を推進するための計画策定を地方公共団体に要請しました。

本町は、2005（平成17）年1月1日に、旧内子町、旧五十崎町、旧小田町が合併し、新「内子町」として誕生しました。平坦地が少なく、ほとんどが山地及び丘陵地で、町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れおり、北部は伊予市及び砥部町、東部は久万高原町、西部から南部にかけて大洲市、南東部は西予市に接し、東西30.0km、南北17.9kmにわたって広がっており、総面積299.43km²を管理しています。2008（平成20）年度に「内子町学校施設耐震化推進計画」、2010（平成22）年度に「内子町橋りょう長寿命化修繕計画」、2011（平成23）年度に「内子町公営住宅

長寿命化計画」、2020（令和2）年度に「内子町公共施設個別施設計画（庁舎・福祉施設・自治会館・自治センター・運動施設・その他）」、「内子町公共施設個別施設計画（教育施設）」、「内子町集会施設個別施設計画」を策定するなど、特定の施設については、それぞれ個別に計画を策定し管理をしてきたところです。

しかしながら、合併から10年を迎え、合併当初では想定できなかった事態も多く発生しています。特に、人口の減少や少子高齢化については合併時の推定を大きく上回るものとなっています。刻一刻と変化する社会情勢を察知するとともに、厳しい財政状況を踏まえながら、本町の公共施設の現状をしっかりと把握するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、本計画を策定するものです。

また、本計画の策定後に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について（総財務第28号平成30年2月27日総務省自治財政局財務調査課長通知）」及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総財務第6号令和3年1月26日総務省自治財政局財務課長通知）」が示されたことにより、公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくための改訂を行います。

2. 計画期間

平成29年3月策定時においては、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化への対応や、2008（平成20）年からの耐震化推進計画に基づき耐震補強の整った学校施設についても、今後は、施設それ自体の老朽化が課題となることから、木造建築物の耐用年数となる20～24年を参考とし、2016（平成28）年度から2035（令和17）年度までの20年間を対象期間としていましたが、今回の改訂に伴い、既に策定を行った「内子町公共施設個別施設計画（庁舎・福祉施設・自治会館・自治センター・運動施設・その他）」、「内子町公共施設個別施設計画（教育施設）」、「内子町集会施設個別施設計画」の計画期間にあわせて、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間に見直します。

3. 対象範囲

本町の所有する財産のうち、全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。

Ⅱ 本町の現状

1. 人口推移

令和2年3月に策定した「第2期内子町総合計画後期計画 内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンのとおり、人口の推移と将来人口推計を示します。

本町の人口は、1950（昭和25）年には約4万人とピークを迎えましたが、それ以降は減少に転じ、その傾向は現在まで続いており、2015（平成27）年には167百人まで減少しています。生産年齢人口（15歳～64歳）は、総人口と同じように減少し、2015（平成27）年には85百人となっています。高齢人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入っていることに加え、平均余命の延長により一貫して増加を続け、2015（平成27）年には64百人に達しています。年少人口（0歳～14歳）は、総人口と同様に減少を続け、1990（平成2）年以降は老年人口と年少人口が逆転しています。2015（平成27）年には19百人まで減少しました。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現状のまま推移をすると、2045（令和26）年には約9千人まで減少すると推測されています。本町では、総合戦略の着実な実行により、人口の自然増減や社会増減を一定程度改善し、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりも1,700人増の上積みを目指しています。

内子町公共施設等総合管理計画

図1：内子町の人口の推移

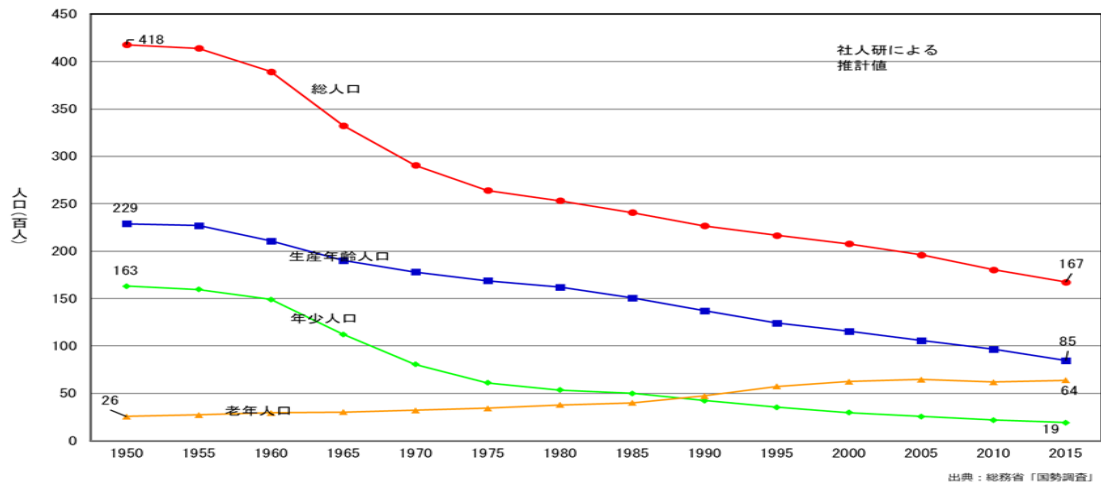


図2：内子町の将来人口推計①

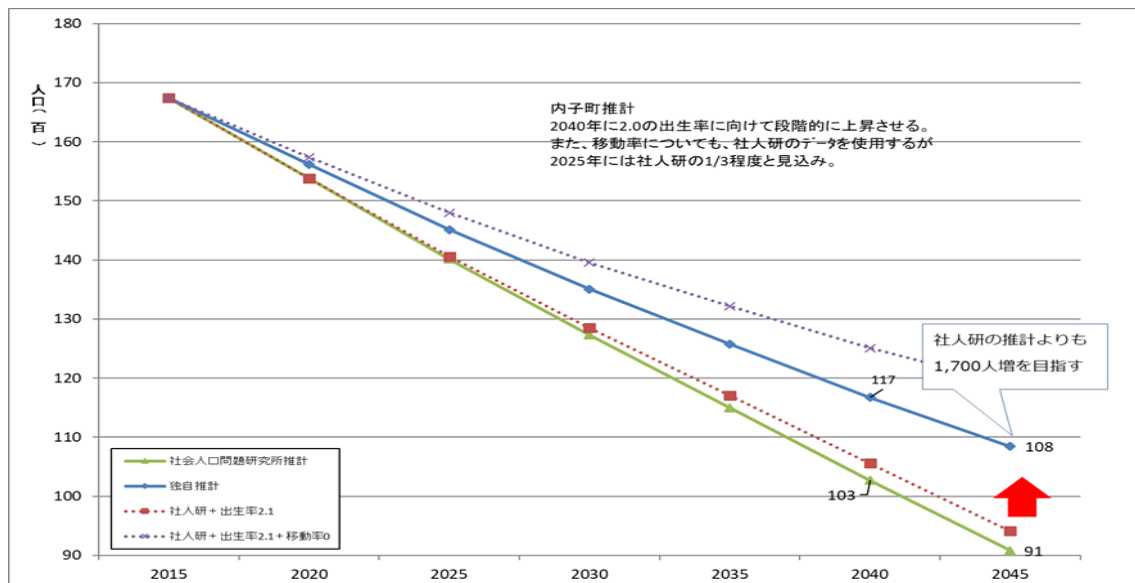
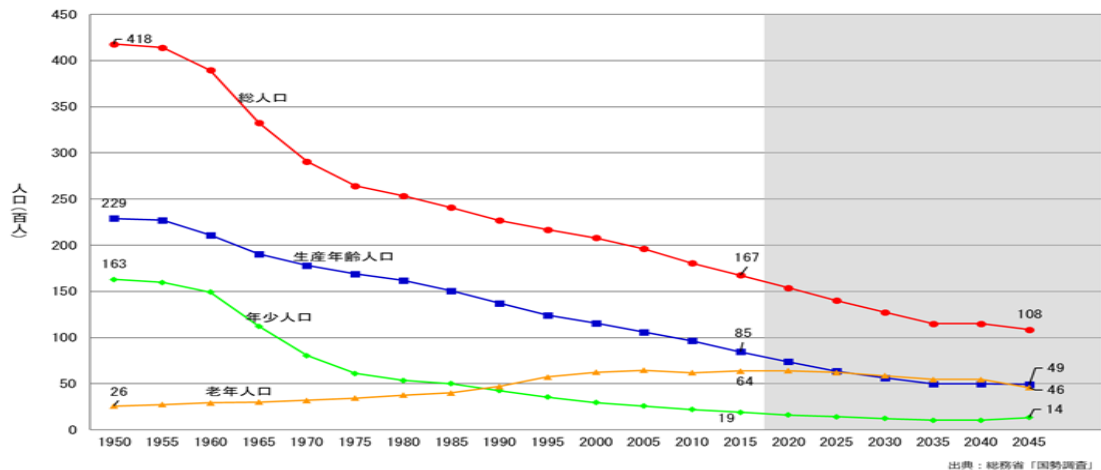


図3：内子町の将来人口推計②



2. 財政状況

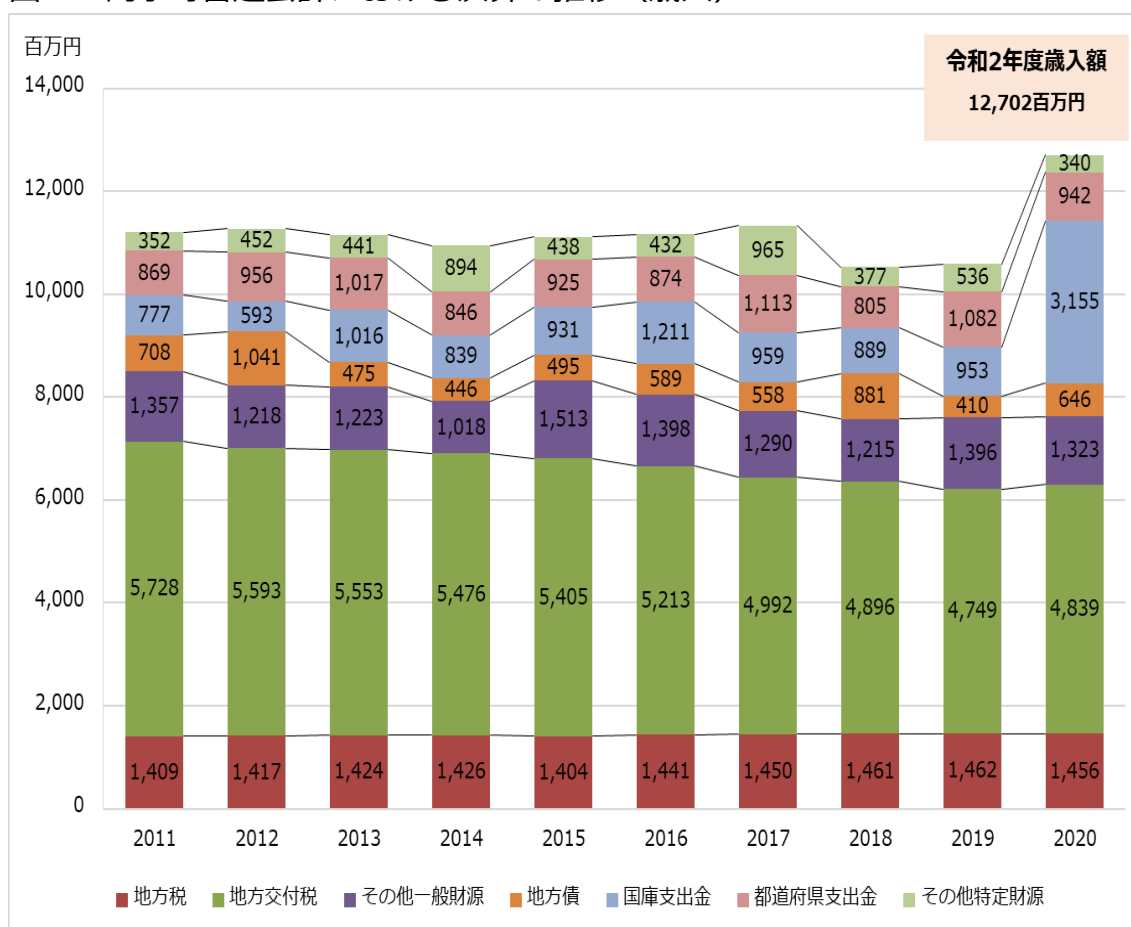
(1) 歳入決算額の推移（普通会計決算）

歳入決算額については、ここ10年間の平均歳入決算額は約112億円となっています。

歳入の大きな柱となる地方税は、例年14億円から15億円の収納額で、安定傾向にはありますが、これ以上の大きな伸びは期待できない状況にあります。一方、地方交付税は各年とも歳入全体の4割から5割を占めており、近年は減少傾向ですが、地方交付税への依存度は大きい状況です。

なお、新型コロナウイルスの感染症対策などにより、2020（令和2）年度においては、国庫支出金が前年度から3倍以上増加し、歳入総額は、例年と比較すると2割近く増加しています。

図4：内子町普通会計における決算の推移（歳入）



(2)歳出決算額の推移（普通会計決算）

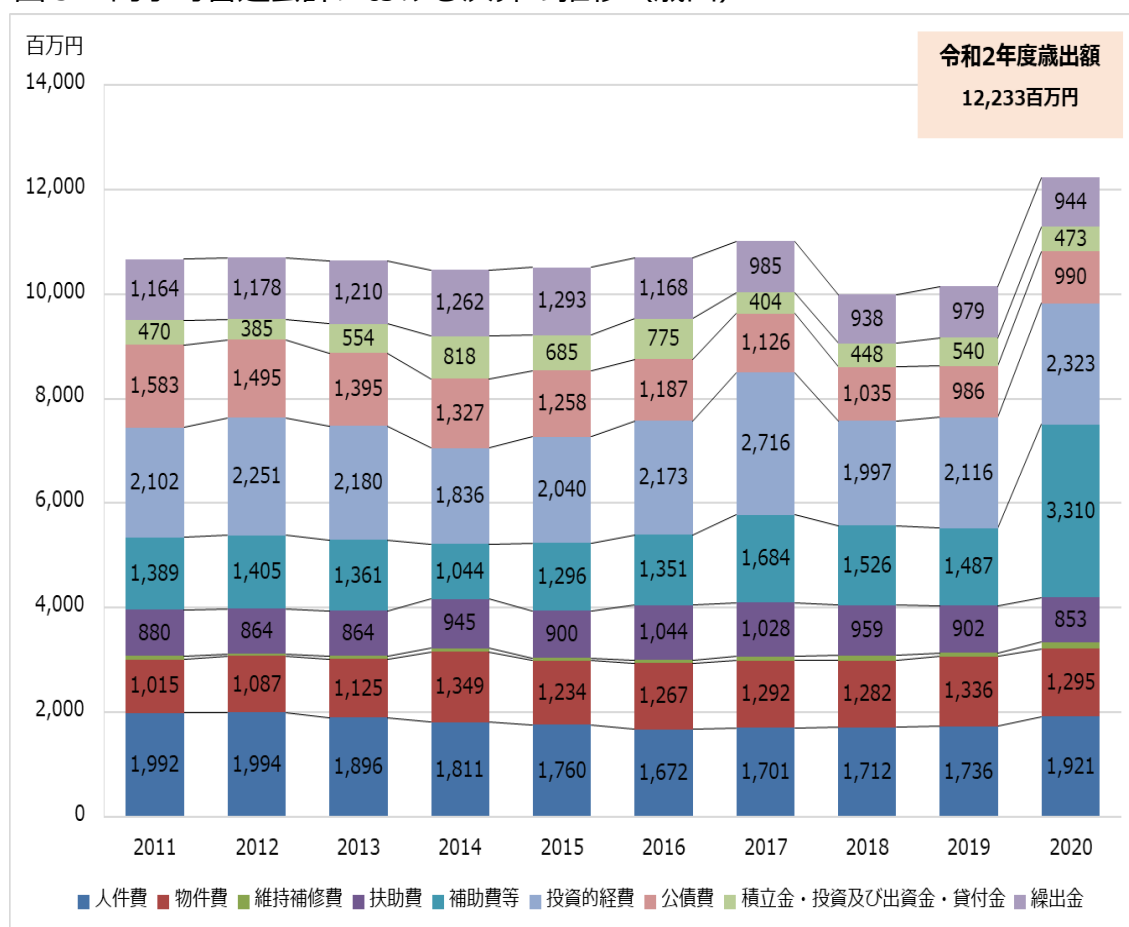
歳出決算額については、人件費は抑制傾向にありますが、その一方で扶助費が増加傾向にあります。

また、投資的経費については、事業実施状況により年度間で多少の幅はありますが、ここ10年間の平均として約22億円で推移をしています。

公債費は、合併時には歳出全体の約20%を占めていましたが、公債費負担適正化計画に基づき地方債の発行を抑制してきたことで、2020（令和2）年度には歳出全体の8.1%程度まで減少することができました。

なお、新型コロナウイルスの感染症対策などにより、2020（令和2）年度においては、補助費等が前年度から2倍以上増加し、歳入と同様に歳出総額は、例年と比較すると2割近く増加しています。

図5：内子町普通会計における決算の推移（歳出）

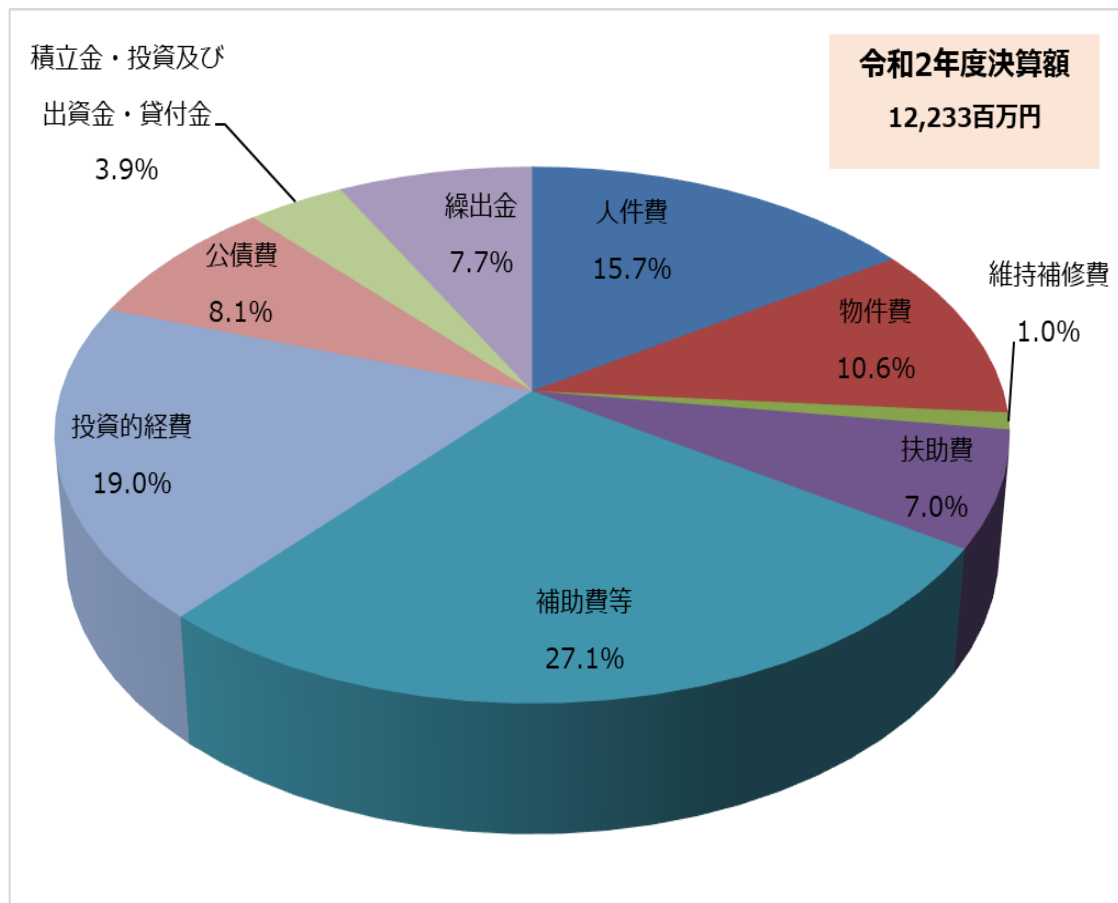


(3)令和2年度歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）

2020（令和2）年度決算では、新型コロナウイルスの感染症対策などの影響により、補助費等が約33億円と全体の27.1%を占め、歳出額で最も大きな割合を占めています。次いで、投資的経費が約23億円で19.0%、人件費が約19億円で15.7%となっています。

また、義務的経費といわれる、人件費、扶助費、公債費の合計は歳出額の30.8%を占めています。なかでも、扶助費の金額は、合併時には約4億円程度であったものが、2020（令和2）年度には約9億円と増加しています。

図6：歳出決算額の性質別内訳（2020（令和2）年度決算）

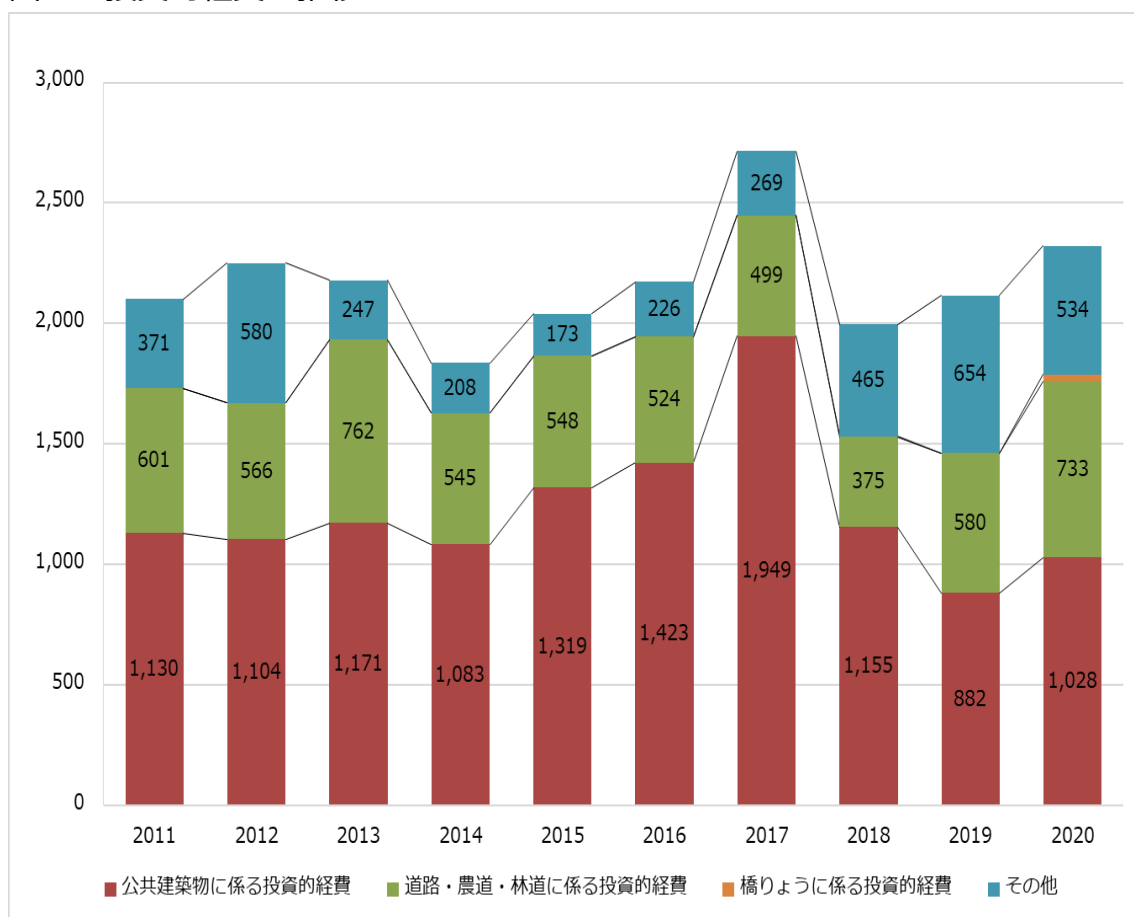


(4)投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）

投資的経費については、過去10年間の平均は約22億円で歳出全体に占める割合は20%前後を推移しています。また、2017（平成29）年度においては、防災行政無線設備の整備を実施したことなどにより、例年より投資的経費の金額が増加しています。

投資的経費は、次年度以降の公債費の増加に密接に関係することから、その増加には十分注意を払う必要があります。

図7：投資的経費の推移



3. 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

本町は、2005（平成17）年に合併し、合併当時の人口は、19,620人でしたが、10年後には16,742人となっており、14.7%以上減少している状況にあります。中でも小・中学校及び幼稚園・こども園の児童・生徒・園児の減少は著しく、合併後の10年間で490人、25.8%減少している状況にあります。2020（令和2）年5月現在、小学校7校56学級となり、1学年1学級化や小規模学校では複式学級化が進んでいます。なお、中学校については、4校23学級、幼稚園・こども園については、4園9学級となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現状のまま推移をすると、2045（令和26）年には46.1%減少し、約9千人になることが推測されています。

財政面においては、財源の大きな比率を占める普通交付税は、2015（平成27）年度に合併算定替えの特例期間を終了し、2020（令和2）年度には一本算定となっています。人口の減少も加わり、更に大きく減少することは明らかであります。また、生産人口の減少は自主財源となる町税の減収につながり、負の連鎖による財源不足という厳しい状況が見込まれることとなります。

それにもかかわらず、公共施設の数に大きな変動はなく、利用されていない施設もあり、人口一人当たりの施設面積が大きく膨らんでいます。また、老朽化も相まって、町民一人当たりの負担も大きく増加していくこととなります。学校、幼稚園・こども園等については、こどもの数に比して、「大きすぎる施設」となり、今後ますます空き教室が増加することが予想され、維持管理経費の財源確保が大きな問題となります。

人口減少、財源確保の厳しい財政状況を事前に予測し、「必要最小限の経費で最大の効果（サービス）」が保持できるような仕組み作りに早急に着手していかなければなりません。

Ⅲ 公共施設の現状と課題

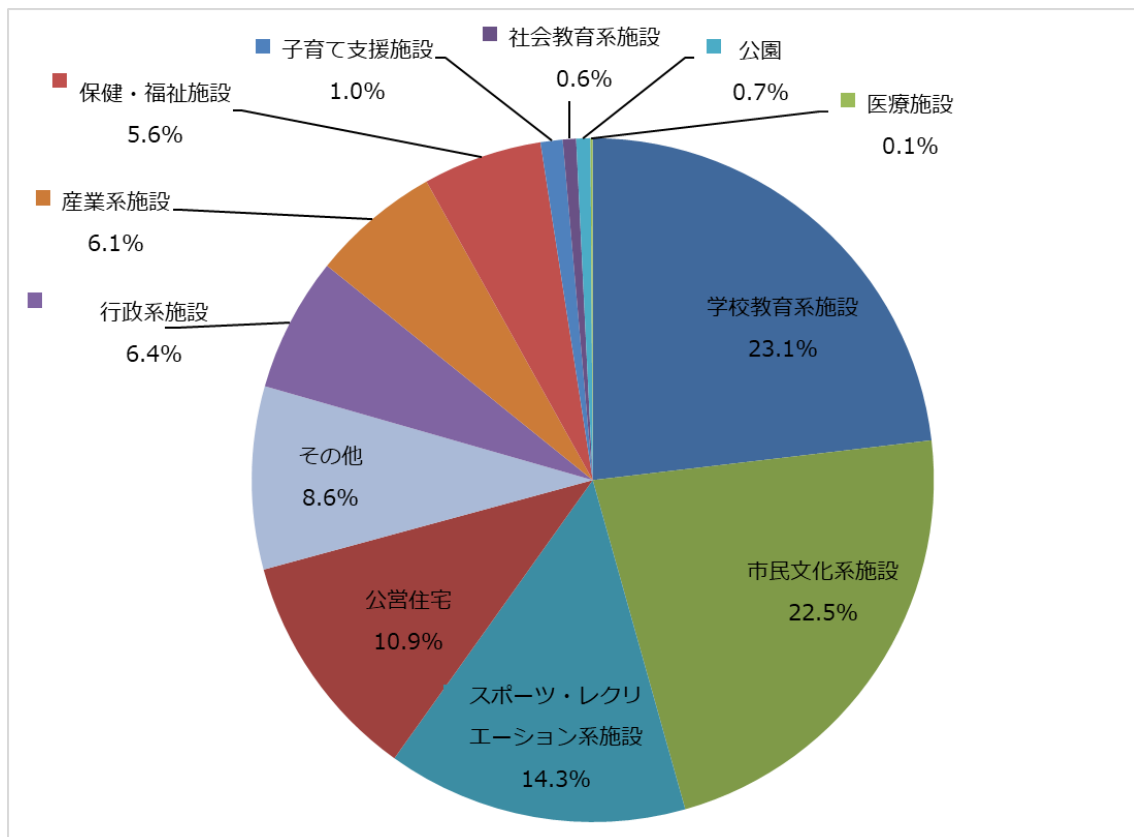
1. 公共建築物の現状と課題

(1) 分類別延床面積割合と年度別整備延床面積

公共建築物の現状は、施設数では408施設、延床面積では177,173.95㎡となり、町民一人当たりの延床面積は、10.58㎡となっています。分類別にみると、全体に占める割合は、学校教育系施設が23.1%と最も大きく、次いで市民文化系施設の22.5%、スポーツ・レクリエーション系施設の14.3%となっています。

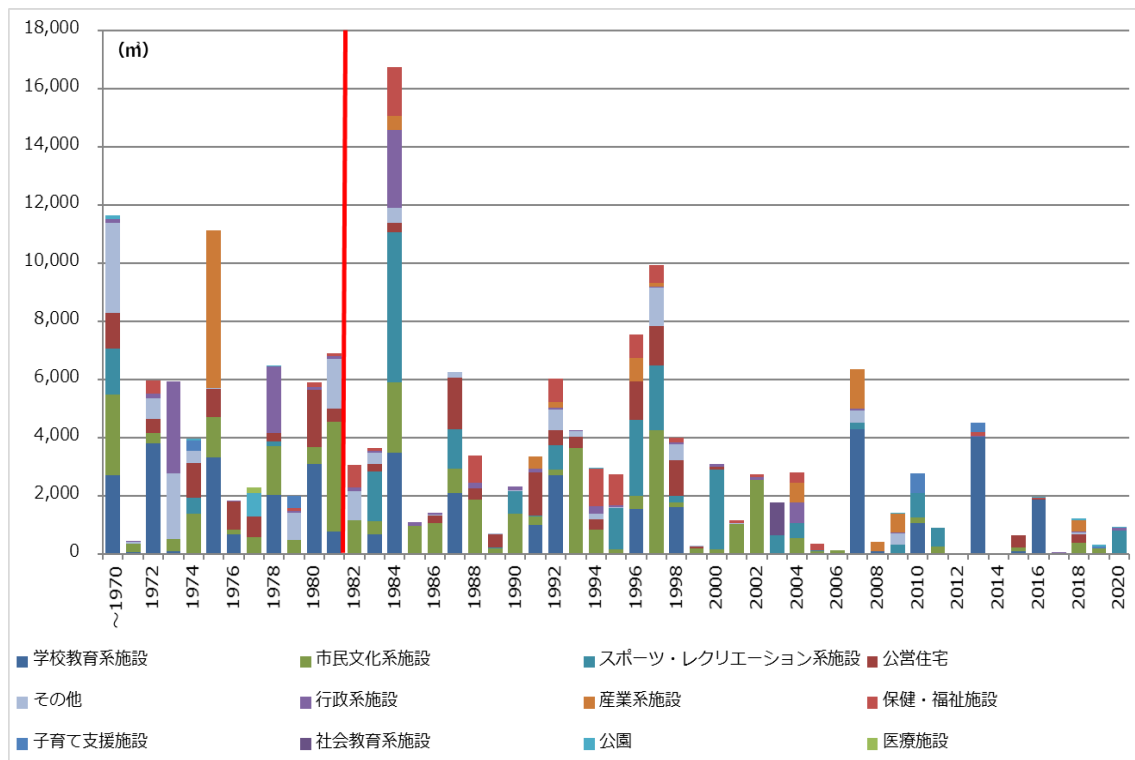
なお、学校、幼稚園、公民館、図書館、文化施設等で、全体の5割近くを占めており、教育関係施設は充実している反面、維持管理経費が増加しており、住民ニーズを的確に捉え、合理的な対応が求められています。

図8：分類別延床面積割合（公共建築物）



内子町公共施設等総合管理計画

図 9：年度別整備延床面積（公共建築物）



公共建築物分類表

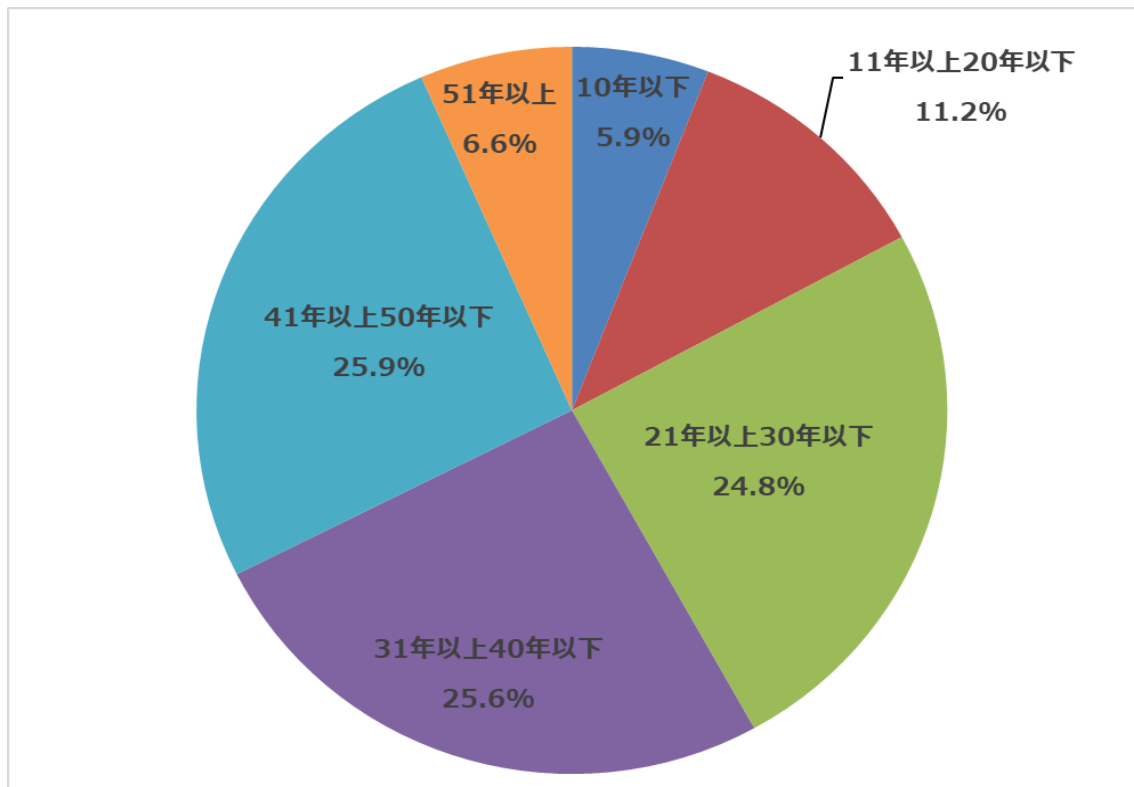
大分類	中分類
市民文化系施設	集会施設
	文化施設
社会教育系施設	図書館
	博物館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
	保養施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
子育て支援施設	幼保・子ども園
	幼児・児童施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設
	障がい福祉施設
	児童福祉施設
	保健施設
	その他の社会保険施設
医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等
	消防施設
	その他行政系施設
公営住宅	公営住宅
公園	公園
供給処理施設	供給処理施設
その他	その他

(2)経過年数

経過年数別の延床面積について、比較的近年整備された築年数が30年以下の公共建築物は、全体の41.9%となっています。小学校等の学校教育系施設は1961（昭和36）年から順次整備されており、近年耐震化・大規模改造等を実施しているものの、建物それ自体の経過年数が50年を越えているものも多く、それらを含めた築年数が30年を超えている公共建築物は全体の58.1%を占めている状況にあります。また、閉校となった小学校などを普通財産として管理していますが、建築年度が古いものも多く、早急な対応が求められます。

また、1981（昭和56）年以前の旧耐震基準により建築されたものは全体の36.3%となっていますが、小・中学校並びに幼稚園等の教育関係施設については、2007（平成19）年以降順次整備され、耐震化率はほぼ100%となっています。

図10：経過年数別延床面積割合（公共建築物）



(3)施設保有量の推移

公共建築物の延床面積について、本計画策定時からの推移は以下のとおりです。なお、施設の用途変更や所管換えなどによる分類の変更や延床面積錯誤による修正を含んでいます。2020（令和2）年度時点の延床面積の合計は177,173.95㎡で、2015（平成27）年度時点（本計画策定時）の173,267.37㎡と比較すると、3,906.58㎡増加しています。

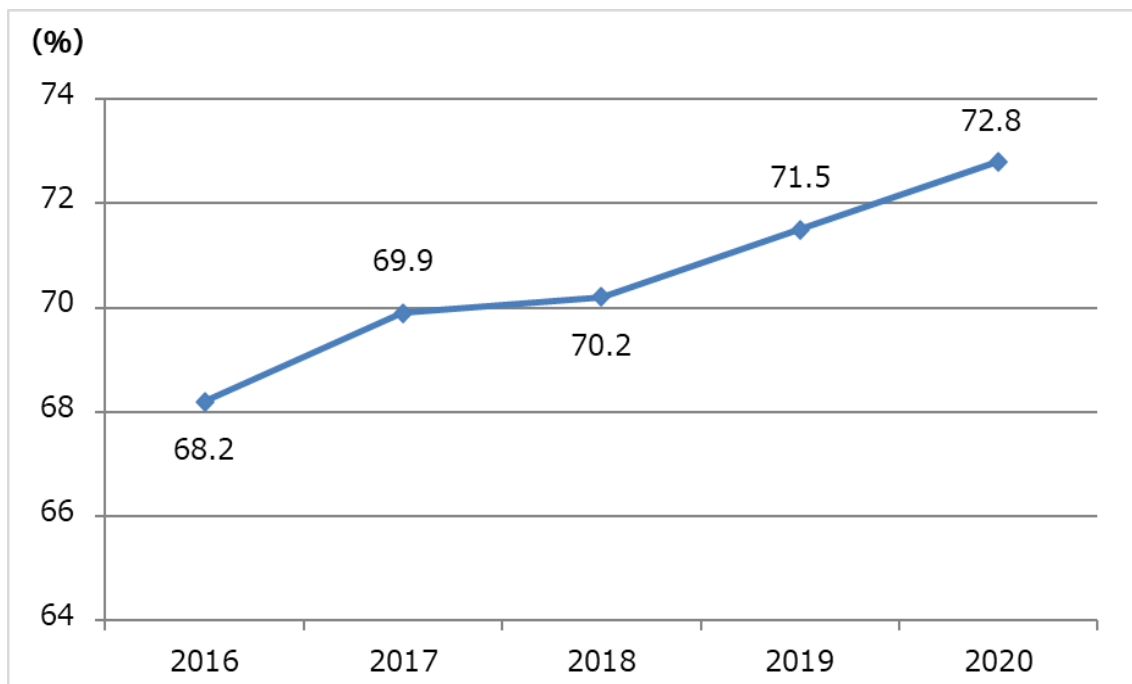
大分類	延床面積(㎡) 増減	延床面積 増減率
市民文化系施設	△69.87	△0.2%
社会教育系施設	0.00	0.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	4,248.49	20.2%
産業系施設	1,094.53	11.2%
学校教育系施設	△10,877.16	△21.0%
子育て支援施設	△547.60	△22.8%
保健・福祉施設	1,269.08	14.5%
医療施設	0.00	0.0%
行政系施設	1,127.03	11.1%
公営住宅	49.11	0.3%
公園	82.01	7.4%
その他	7,530.96	96.7%
合計	3,906.58	2.3%

(4)有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出したものです。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することが可能となります。

公共建築物の有形固定資産減価償却率は、2020（令和2）年度時点において、72.8%となっています。2016（平成28）年度時点と比較すると、4.6%増加しており、この5年間では平均すると毎年度1.2%程度増加しています。一般的には地方公共団体の平均は50%から60%程度とされており、本町の公共建築物の有形固定資産減価償却率は他団体より高い数値となっています。

図11：有形固定資産減価償却率の推移（公共建築物）



(5)過去に行った主な対策の実績

①個別施設計画・長寿命化計画等の策定

個別施設ごとの具体的な方針を定める計画として以下の個別施設計画・長寿命化計画等の策定を行っています。

計画名	策定年度
内子町公営住宅等長寿命化計画	2011（平成23）年度
内子町公園施設長寿命化計画	2014（平成26）年度
内子町公共施設個別施設計画（庁舎・福祉施設・自治会館・自治センター・運動施設・その他）	2020（令和2）年度
内子町公共施設個別施設計画（教育施設）	2020（令和2）年度
内子町集会施設個別施設計画	2020（令和2）年度

②指定管理者制度の導入

住民サービスの向上や経費の節減などを目的に指定管理者制度を導入し、効果的かつ効率的な管理運営を行っています。また、内子町公の施設指定管理者選定委員会を設置し、より適正な指定管理者の選定を行っています。

③耐震化・長寿命化改修の実施

各種個別施設計画・長寿命化計画等に基づき、耐震化・長寿命化改修を実施しています。

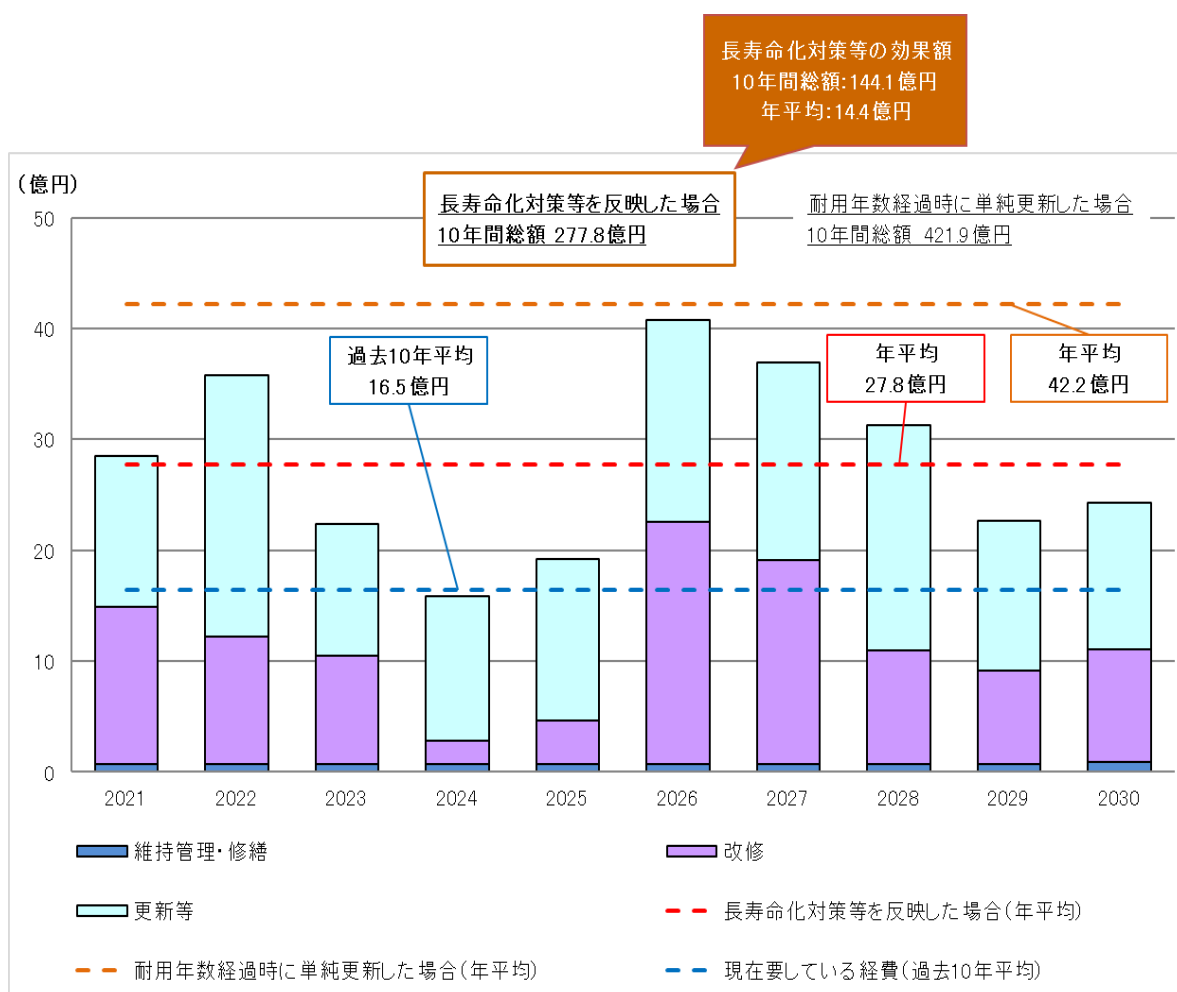
④公共施設整備基金の設置

公共施設整備に要する財源に充てるための公共施設整備基金を設置しています。

(6)維持管理・更新等に係る経費の見込み

公共建築物の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、長寿命化対策等を反映した場合は、2030（令和12）年度までの10年間で277.8億円（維持管理・修繕7.0億円、改修110.8億円、更新等159.9億円）、年平均では27.8億円となっています。耐用年数経過時に単純更新した場合の421.9億円、年平均42.2億円と比較すると、今後10年間で144.1億円、年平均14.4億円の効果額で、34.2%の削減効果が見込まれます。特に計画期間の後半である2026（令和8）年度以降に改修や更新等の経費が集中しています。

図12：維持管理・更新等に係る経費の見込み（公共建築物）



2. インフラ資産の現状と課題

(1)現状

インフラ資産の主な施設・施設数は、以下のとおりです。

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	585,100m
	橋りょう	3,254m
農業施設	農道	52,355m
	林道	267,449m
公園	都市公園	6箇所
上水道	管路延長	378,513m
下水道	管路延長	37,021m

(2)施設保有量の推移

インフラ資産の施設数について、本計画策定時からの推移は以下のとおりです。道路延長は1,143m、橋りょうは24m減少しています。また、林道は7,979m、上水道管路延長は247,070m、下水道管路延長は302m増加しています。上水道管路延長については、本計画策定時の数値は2014（平成26）年度の数値となっており、その後簡易水道事業の統合による影響で大幅に増加しています。なお、農道、都市公園は増減ありません。

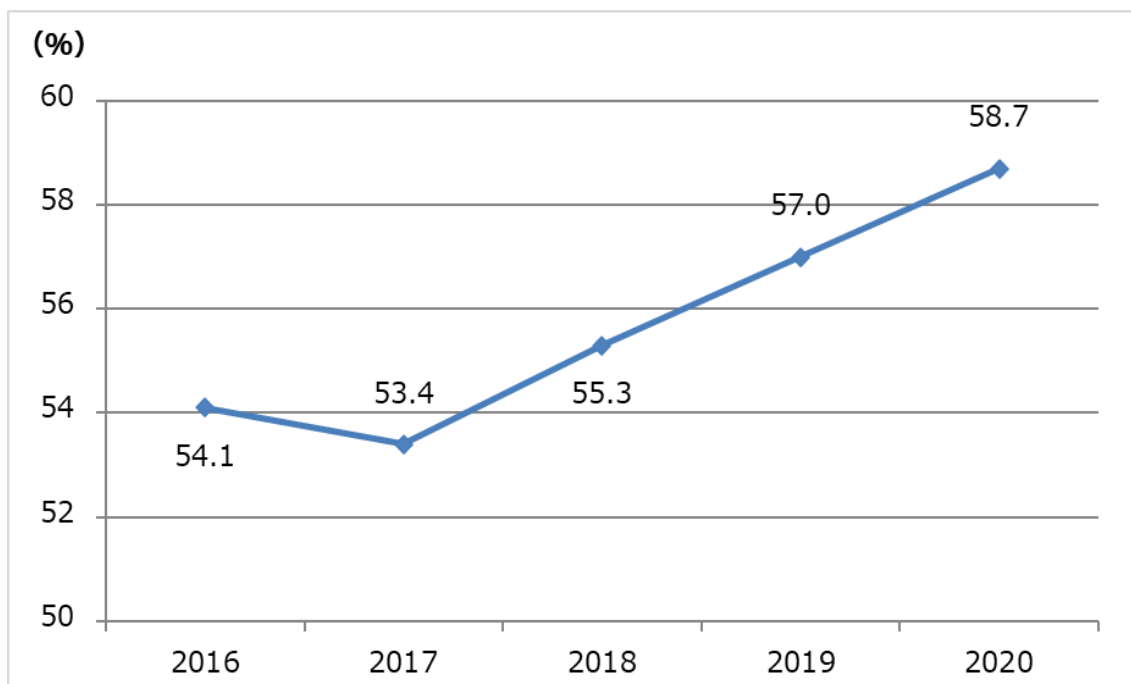
種別	主な施設	施設数	
		2015（平成27）年度	2020（令和2）年度
道路	道路延長	586,243m	585,100m
	橋りょう	3,278m	3,254m
農業施設	農道	52,355m	52,355m
	林道	259,470m	267,449m
公園	都市公園	6箇所	6箇所
上水道	管路延長	131,443m	378,513m
下水道	管路延長	36,719m	37,021m

(3)有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出したものです。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することが可能となります。

インフラ資産の有形固定資産減価償却率は、2020（令和2）年度時点において、58.7%となっています。2016（平成28）年度時点と比較すると、4.6%増加しており、この5年間では平均すると毎年度1.2%程度増加しています。一般的には地方公共団体の平均は50%から60%程度とされており、本町のインフラ資産の有形固定資産減価償却率は他団体と同程度の数値となっています。

図13：有形固定資産減価償却率の推移（インフラ資産）



(4)過去に行った主な対策の実績

①個別施設計画・長寿命化計画等の策定

個別施設ごとの具体的な方針を定める計画として以下の個別施設計画・長寿命化計画等の策定を行っています。

計画名	策定年度
内子町橋梁長寿命化修繕計画	2019（令和元）年度
内子町水道ビジョン・経営戦略	2019（令和元）年度
内子町下水道事業経営戦略	2019（令和元）年度
内子町下水道ストックマネジメント計画	2020（令和2）年度

②経営戦略の策定

水道事業会計・下水道事業会計において、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少などの経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、経営戦略の策定を行っています。

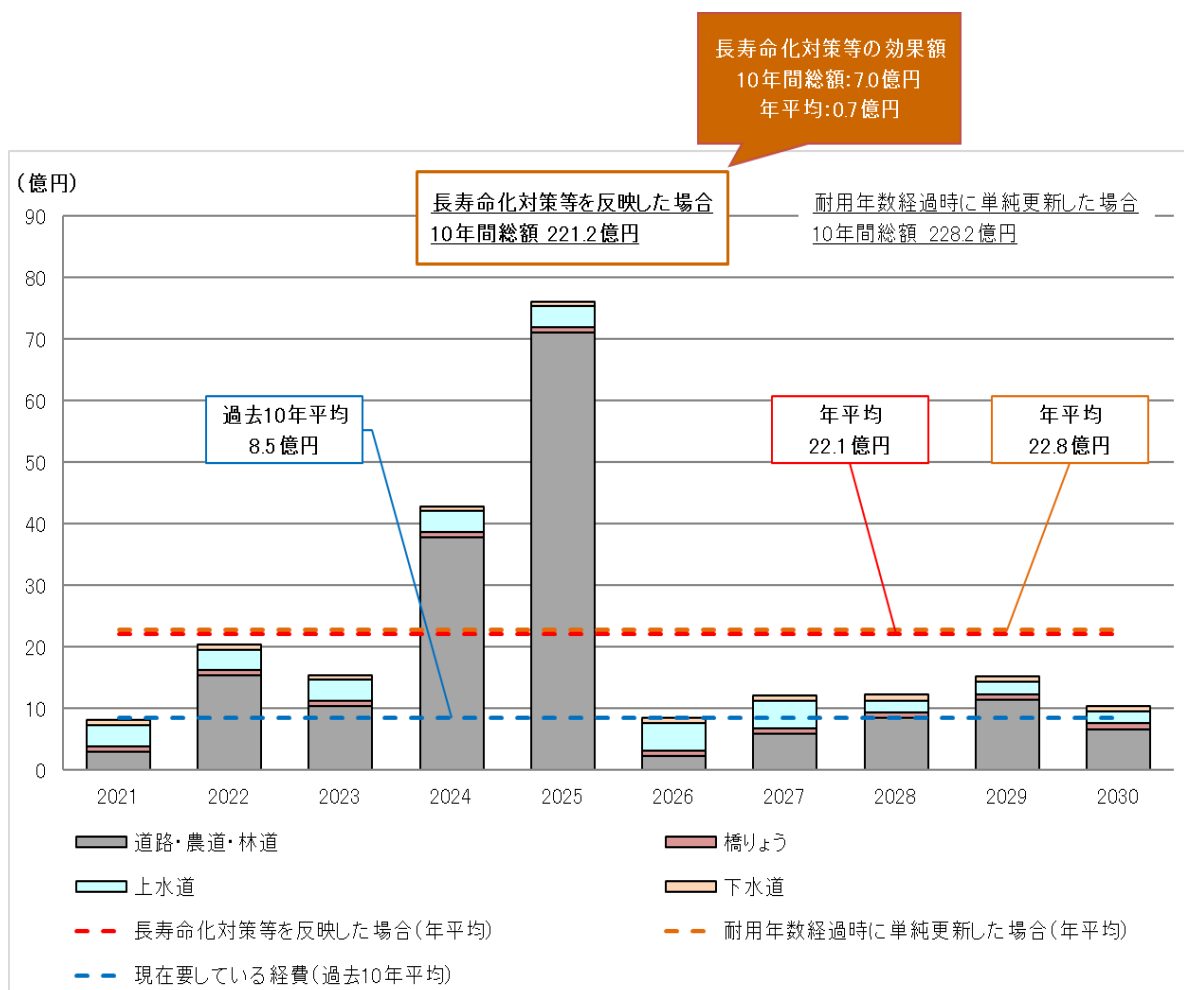
③耐震化・長寿命化改修の実施

各種個別施設計画・長寿命化計画等に基づき、耐震化・長寿命化改修を実施しています。

(5)維持管理・更新等に係る経費の見込み

インフラ資産の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、長寿命化対策等を反映した場合は、2030（令和12）年度までの10年間で221.2億円（道路・農道・林道171.8億円、橋りょう9.0億円、上水道32.0億円、下水道8.5億円）、年平均では22.1億円となっています。耐用年数経過時に単純更新した場合の228.2億円、年平均22.8億円と比較すると、今後10年間で7.0億円、年平均0.7億円の効果額で、3.0%の削減効果が見込まれます。特に2024（令和6）年度から2025（令和7）年度にかけて、道路・農道・林道の更新時期が集中しています。

図14：維持管理・更新等に係る経費の見込み（インフラ資産）

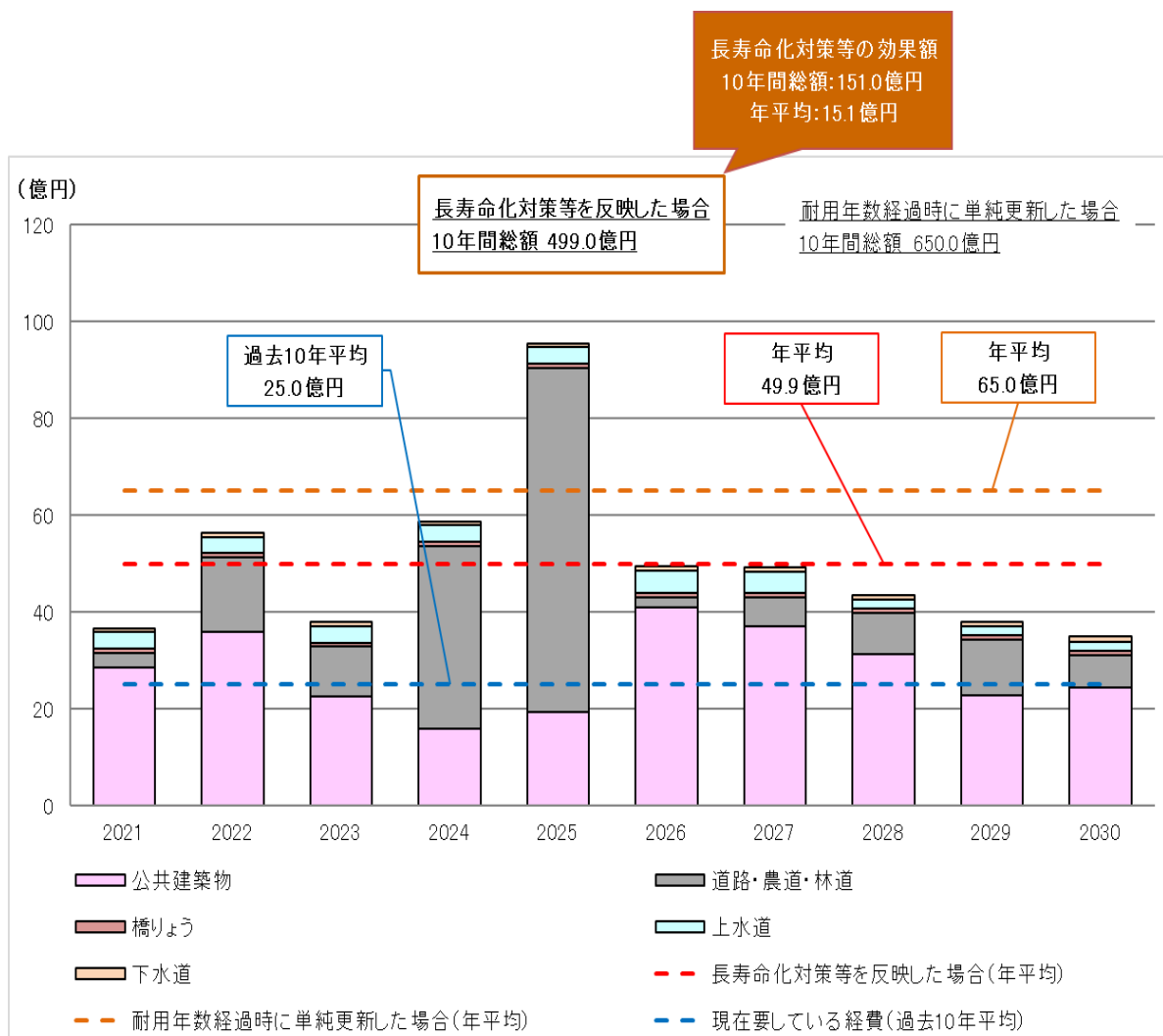


3. 公共施設全体（公共建築物及びインフラ資産）の現状と課題

(1)維持管理・更新等に係る経費の見込み

公共建築物及びインフラ資産をあわせた公共施設全体の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、長寿命化対策等を反映した場合は、2030（令和12）年度までの10年間で499.0億円、年平均では49.9億円となっています。耐用年数経過時に単純更新した場合の650.0億円、年平均65.0億円と比較すると、今後10年間で151.0億円、年平均15.1億円の効果額で、23.2%の削減効果が見込まれます。

図15：維持管理・更新等に係る経費の見込み（公共施設全体）



内子町公共施設等総合管理計画

【令和3年度から10年間】

今後10年間の公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:億円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去10年平均)
普通会計	公共建築物(a)	7.0	110.8	159.9	277.8	基金 国庫支出金 県支出金 地方債 一般財源など	421.9	△144.1	16.5
	インフラ資産(b)	9.0	0.0	171.8	180.8		182.3	△1.6	6.0
	計(a+b)	15.9	110.8	331.7	458.5		604.2	△145.7	22.4
公営事業会計	インフラ資産(c)	0.7	0.0	39.8	40.5		45.9	△5.4	2.5
公共建築物計(a)		7.0	110.8	159.9	277.8		421.9	△144.1	16.5
インフラ資産計(b+c)		9.7	0.0	211.5	221.2		228.2	△7.0	8.5
合計(a+b+c)		16.7	110.8	371.5	499.0		650.0	△151.0	25.0

(2)公共施設管理上の課題

前述のとおり、公共施設全体の今後10年間での長寿命化対策等を反映した場合の見込みは、499.0億円で年平均49.9億円、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みは、650.0億円で年平均65.0億円となっており、各種個別施設計画・長寿命化計画等に基づき、対策を実施した場合、今後10年間で151.0億円、年平均15.1億円の効果額で、23.2%の削減効果が見込まれます。

しかし、過去10年平均の資産形成・維持補修に充てている経費は、25.0億円であり、各種個別施設計画・長寿命化計画等に基づき、対策を実施した場合でも、約2倍の経費がかかる推計となっています。

今後は、国や県の補助制度の活用や交付税措置のある起債の活用など全庁的に情報を共有しながら、有効活用を図るとともに、基金などを計画的に活用し、財政負担の平準化を図る必要があります。

また、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みをみると、本町が所有する全ての公共建築物及びインフラ資産を現状と同じ規模で所有し続けることは、困難な状況にあるといえます。資産総量の適正化や対策の優先順位を設定することなどにより、公共施設の維持や更新にかかる経費を抑制することが求められます。

(3)地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公共団体の普通会計は、「現金主義」といわれ、現金の収入・支出を管理する単年度会計であるため、公共施設の建設から維持修繕費、解体費のほか、人件費など施設にかかる全ての費用（ライフサイクルコスト）の把握がされず、減価償却費を含めた資産状況が把握されていないという課題がありました。

本町では、平成28年度決算より統一的な基準による財務書類を作成・公表しています。今後も引き続き、正確な財務書類の作成及び固定資産台帳の更新を行うとともに、公共施設マネジメントとの連携を図ることで、保有する公共施設の状況や、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを把握し、適切な管理を行っていくことを目指します。

Ⅳ 公共施設管理の基本方針

これまで記述してきた公共施設の現状と課題を踏まえ、本町の公共施設について、効果的・効率的に管理していくための基本方針について、以下のとおりとします。

1. 対象施設

公共施設等総合管理計画の対象とする施設については、学校、公民館、公営住宅、庁舎、幼稚園、保育園等の公共建築物並びに、道路・農道・林道、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ資産とします。

2. 基本方針

【基本方針1】総資産量の適正化

- できるかぎり新規整備は行いません。
- 新設が必要な場合は、費用対効果や地域の活性化を考慮して整備します。
- 廃止・複合化・集約化・用途変更など、施設の総量を制限します。
- 地域のニーズや社会情勢を的確に捉え、中長期的な視点から計画的整備を行います。

人口の減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しながら、施設の総量の適正化を図ります。

- 施設廃止に伴う跡地は、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- インフラ資産については、町民生活の安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。

【基本方針２】長寿命化の推進

- 壊れてから修繕するのではなく、計画的な修繕を策定し、施設を長期間使用できるようにします。
- 更新・修繕時期の集中化を避け、歳出の平準化を図ります。
- 施設ごとの特性を考慮した計画的維持管理を行います。
- インフラ資産は、ライフサイクルコストを考慮し、長期間使用できるようにします。

【基本方針３】民間活力の導入

- 指定管理者も含め、民間の持つノウハウを積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

3. 具体的な取組

(1)公共建築物

①保有施設の現状把握

施設の配置、利用度、維持管理コスト、老朽度などを把握します。

②方向性の検討

地域のニーズや活性化、社会情勢、財政状況から方向性を検討します。

③評価

総合的に評価し、「長寿命化 改築」、「縮小 複合化 集約化」、「機能廃止 用途変更」、「施設廃止 解体・売却」などの判断をします。

④個別施設計画・長寿命化計画等の策定・実行

施設ごとに現有の計画があるものはそれに基づき、必要に応じて新たな個別施設計画・長寿命化計画等を策定しながら、実行します。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進

多様な利用者が想定される公共施設の整備、改修にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑥脱炭素化の推進

L E D照明の導入などを始めとする公共施設の省エネルギー化とともに、脱炭素社会に向けた取組の推進と維持管理コストの削減により、持続可能な公共施設サービスの提供を図ります。

(2)インフラ資産

①保有施設の現状把握

定期点検等により、劣化進行状況を把握します。

②方向性の検討

安全性、社会情勢、地域のニーズや環境への配慮、また財政状況を踏まえ、方向性を検討します。

③保有施設の現状把握

総合的に評価し、「補修」、「改修」、「更新」などの判断をします。

④個別施設計画・長寿命化計画等の策定・実行

施設ごとに現有的計画があるものはそれに基づき、必要に応じて新たな個別施設計画・長寿命化計画等を策定しながら、実行します。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進

多様な利用者が想定される公共施設の整備、改修にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑥脱炭素化の推進

L E D照明の導入などを始めとする公共施設の省エネルギー化とともに、脱炭素社会に向けた取組の推進と維持管理コストの削減により、持続可能な公共施設サービスの提供を図ります。

(3)推進体制の整備

①財政との連携

中長期的な視点での施設整備や管理運営には財政措置は不可欠です。総合計画や財政計画との整合性を考慮し、予算編成段階から関係部署で連携を取り、推進します。

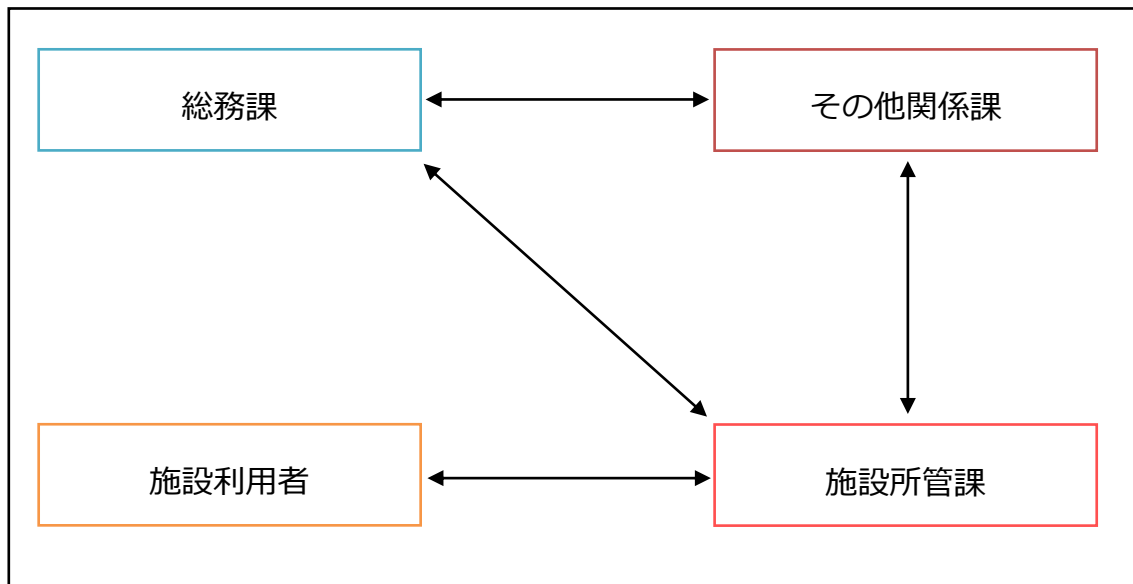
②住民との協働

公共施設に係るサービスの提供の過程には、住民と行政の相互理解が重要となります。住民への情報提供、意見を求めながら推進します。

③職員の意識改革

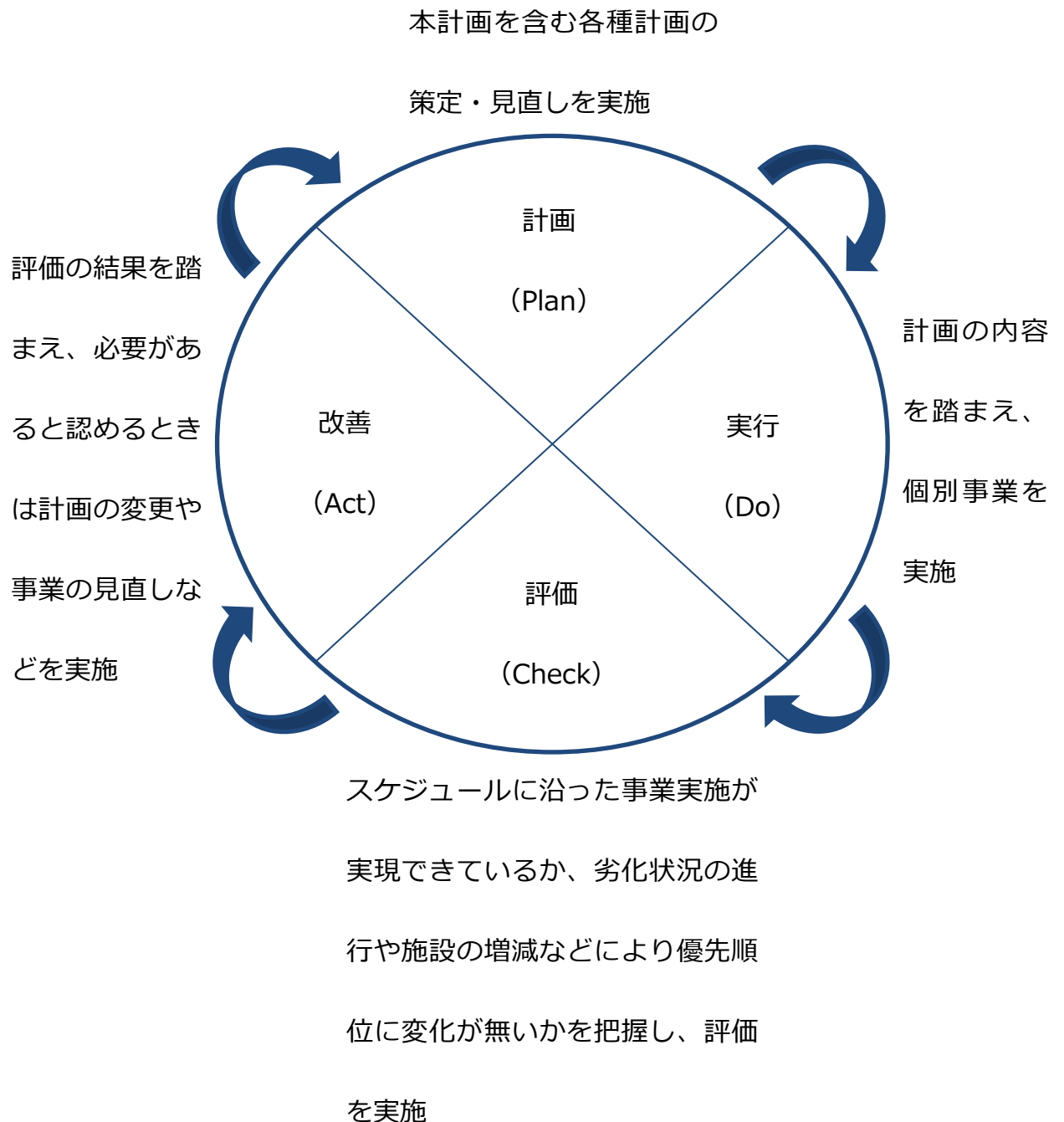
全庁的な計画を推進するためには、職員一人一人の意識改革が必要になります。公共施設に関する現状を全職員が把握するとともに、厳しい財政状況の下、いかに経済的かつ効率的に運営していくか、研修等を通してコスト意識の向上等、情報の共有に努めていきます。

推進体制の相関図



④フォローアップ

本計画については、予算編成前を基準に進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を推進します。



※参考～維持管理・更新等に係る経費の見込みの推計の考え方

本計画では、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について（総財務第28号平成30年2月27日総務省自治財政局財務調査課長通知）」及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総財務第6号令和3年1月26日総務省自治財政局財務課長通知）」に基づき、「長寿命化対策等を反映した場合の見込み」、「耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」を算出し、将来の公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込みと長寿命化対策等を反映した場合における経費の削減効果額を推計しています。なお、長寿命化対策等を反映した場合の見込みは、以下の3つの区分で算出しています。

①維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

②改修

公共施設を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

③更新等

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

1. 公共建築物

- 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

「内子町公共施設個別施設計画（庁舎・福祉施設・自治会館・自治センター・運動施設・その他）」、「内子町公共施設個別施設計画（教育施設）」、「内子町集会施設個別施設計画」「内子町公園施設長寿命化計画」で算出された金額を基に推計しています。なお、本計画改訂時点で個別施設計画・長寿命化計画等を策定していない施設や個別施設計画・長寿命化計画等の対象となっていない施設については、「耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」と同額で推計しています。また、公営住宅においても、「内子町公営住宅等長寿命化計画」の策定年度が古いため、「耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」と同額で推計しています。

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

「内子町公共施設個別施設計画（庁舎・福祉施設・自治会館・自治センター・運動施設・その他）」、「内子町公共施設個別施設計画（教育施設）」、「内子町集会施設個別施設計画」「内子町公園施設長寿命化計画」で算出された金額を基に推計しています。なお、本計画改訂時点で個別施設計画・長寿命化計画等を策定していない施設や個別施設計画・長寿命化計画等の対象となっていない施設については、固定資産台帳の情報を基に、「内子町公共施設個別施設計画（庁舎・福祉施設・自治会館・自治センター・運動施設・その他）」、「内子町公共施設個別施設計画（教育施設）」、「内子町集会施設個別施設計画」と同様の算出方法で推計しています。公営住宅においても、「内子町公営住宅等長寿命化計画」の策定年度が古いため、同様としています。

2. 道路・農道・林道

- 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

「耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」と同額で推計しています。

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

固定資産台帳の情報を基に、耐用年数到来時に同機能、同規模のものを固定資産台帳における取得価額で再建するとした際に必要となる金額としています。

3. 橋りょう

- 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

「内子町橋梁長寿命化修繕計画」で算出された金額を基に推計しています。

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

「内子町橋梁長寿命化修繕計画」で算出された金額を基に推計しています。

4. 上水道

- 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

「内子町水道ビジョン・経営戦略」で算出された金額を基に推計しています。なお、「耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」と同額となっています。

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

「内子町水道ビジョン・経営戦略」で算出された金額を基に推計しています。なお、「長寿命化対策等を反映した場合の見込み」と同額となっています。

5. 下水道

- 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

「内子町下水道事業経営戦略」、「内子町下水道ストックマネジメント計画」で算出された金額を基に推計しています。

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

「内子町下水道事業経営戦略」、「内子町下水道ストックマネジメント計画」で算出された金額を基に推計しています。

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

内子町役場 総務課

〒795-0392

愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

TEL 0893-44-6150

FAX 0893-44-4300